

東村山市市民ステーションサンパルネ市民運営会議

傍聴についての定め

1. 傍聴人は、東村山市市民ステーションサンパルネ市民運営会議（以下「運営会議」という。）が傍聴を認めたものとし、受付において自己の氏名・住所・電話番号を明記し係員の指示に従って着席しなければならない。
2. 傍聴人の数は10名以内とする。ただし、傍聴希望者がそれを超えた場合、委員にはかり、制限することができる。
3. 危険物を持っている者、酒気を帯びている者等、運営会議の運営上支障があると認めるものは、傍聴を許可しない。
4. 傍聴人は会議中発言することができない。また、傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 運営会議中の写真、ビデオ等の撮影及び録音をしない。
 - (2) 運営会議の妨害をしない。
 - (3) 運営会議中みだりに出入りしない。
5. 傍聴人が前文の規定に違反し、そのため運営会議の進行が妨害されたときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命じることができる。傍聴人は退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。
6. 委員にはかり、その過半数が必要と認めたときは、その日の運営会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
7. 傍聴人は、この運営会議で聴取した内容を特定の委員名等をあげて中傷してはならない。

(附則)

平成22年4月27日の運営会議にて決定し、同日より施行する。